

契約約款変更認可申請書

西企営第 227 号
2022 年 3 月 18 日

総務大臣
金子恭之殿

郵便番号 534-0024

おおさかふ おおさかし みやこじまく ひがしのだまち

住所 大阪府大阪市都島区東野田町 4 丁目
15 番 82 号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こ ばやし みつ よし

代表取締役社長 小林 充 佳

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 125 号)第 2 条の規定による改正前の電気通信事業法第 31 条の 4 第 3 項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、令和 4 年 10 月 1 日より実施します。 ただし、この契約約款のうち、第 11 条及び第 12 条以外に係る変更部分については、令和 5 年 1 月 11 日から実施します。
------	---

《別紙》

契約約款の新旧対照

電報サービス認可約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>▲電報サービス認可約款</p> <p style="text-align: right;">実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次</p> <p>第 1 章</p> <p style="padding-left: 20px;">～ (略)</p> <p>第 4 章 通常電報</p> <p style="padding-left: 20px;">第 6 条 通常電報の種類</p> <p style="padding-left: 40px;">～ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 10 条 配達先</p> <p style="padding-left: 20px;">第 11 条 配達方法</p> <p style="padding-left: 20px;">第 12 条 <u>夜間に発信した電報の配達</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 13 条 配達不能</p> <p style="padding-left: 20px;">第 14 条 その他の取扱い</p> <p>第 5 章 <u>定文電報</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 15 条 <u>発信時間</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 16 条 削除</p> <p style="padding-left: 20px;">第 17 条 <u>その他の取扱い</u></p> <p>第 6 章 伝送及び配達の順序</p> <p style="padding-left: 20px;">第 18 条 伝送及び配達の順序</p> <p style="padding-left: 20px;">第 19 条 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等</p> <p style="padding-left: 20px;">第 20 条 <u>定文電報の伝送及び配達の順序</u></p> <p>第 7 章 利用の制限及び停止</p> <p style="padding-left: 20px;">～ (略)</p> <p>第 11 章 雑則</p> <p>附則</p>	<p>▲電報サービス認可約款</p> <p style="text-align: right;">実施 平成 11 年 7 月 1 日</p> <p>目次</p> <p>第 1 章</p> <p style="padding-left: 20px;">～ (略)</p> <p>第 4 章 通常電報</p> <p style="padding-left: 20px;">第 6 条 通常電報の種類</p> <p style="padding-left: 40px;">～ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 10 条 配達先</p> <p style="padding-left: 20px;">第 11 条 配達方法</p> <p style="padding-left: 20px;">第 12 条 <u>配達を行う日時</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 13 条 配達不能</p> <p style="padding-left: 20px;">第 14 条 その他の取扱い</p> <p>第 5 章 <u>削除</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 15 条 <u>削除</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 16 条 <u>削除</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 17 条 <u>削除</u></p> <p>第 6 章 伝送及び配達の順序</p> <p style="padding-left: 20px;">第 18 条 伝送及び配達の順序</p> <p style="padding-left: 20px;">第 19 条 非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等</p> <p style="padding-left: 20px;">第 20 条 <u>削除</u></p> <p>第 7 章 利用の制限及び停止</p> <p style="padding-left: 20px;">～ (略)</p> <p>第 11 章 雑則</p> <p>附則</p>

新旧対照

旧	新						
<p style="text-align: center;">第3章 電報の種類 (電報の種類)</p> <p>第5条 電報には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">通常電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報（<u>定文電報となるものを除きます。</u>）</td> </tr> <tr> <td>定文電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報であって、<u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの</u></td> </tr> </table>	通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（ <u>定文電報となるものを除きます。</u> ）	定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、 <u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの</u>	<p style="text-align: center;">第3章 電報の種類 (電報の種類)</p> <p>第5条 電報には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">通常電報</td> <td>当社が別に定める文字等を使用する電報</td> </tr> </table>	通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報
通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（ <u>定文電報となるものを除きます。</u> ）						
定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、 <u>通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの</u>						
通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報						
<p>(発信方法等)</p> <p>第7条 通常電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信</p> <p>ア 加入電話の設備又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの設備（<u>当社が別に定める方法により発信するときは、あらかじめ当社が指定する電報サービス取扱所に届け出たものに限ります。</u>）</p> <p>イ 公衆電話又はデジタル公衆電話の設備（当社が別に定める方法による場合に限ります。）</p> <p>ウ 当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスのうち携帯・自動車電話サービス等当社が指定する電気通信サービスの設備（その電気通信設備により発信する電報の数が当社が別に定める数以上である場合には、当社が別に定める方法による場合があります。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報サービス取扱所の窓口での発信</p>	<p>(発信方法等)</p> <p>第7条 通常電報は、次のいずれかの方法により発信していただきます。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による当社が指定する電報サービス取扱所への発信（<u>ファクシミリを利用した発信を除きます。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u>）</p> <p>ア 加入電話の設備又は第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの設備</p> <p>イ 公衆電話又はデジタル公衆電話の設備（当社が別に定める方法による場合に限ります。）</p> <p>ウ 当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスのうち携帯・自動車電話サービス等当社が指定する電気通信サービスの設備（その電気通信設備により発信する電報の数が当社が別に定める数以上である場合には、当社が別に定める方法による場合があります。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報サービス取扱所の窓口での発信</p>						
<p>(配達方法)</p> <p>第11条 通常電報は、次のいずれかの方法により配達します。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による配達</p> <p>ア 加入電話の設備</p> <p>イ 着信用電話の設備</p> <p>ウ 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報配達員による配達</p>	<p>(配達方法)</p> <p>第11条 通常電報は、次のいずれかの方法により配達します。</p> <p>(1) 次の電気通信設備による配達</p> <p>ア 加入電話の設備</p> <p>イ 着信用電話の設備</p> <p>ウ 総合デジタル通信サービスの設備（デジタル公衆電話の設備を除きます。）</p> <p>エ その他当社が指定する電気通信サービスの設備</p> <p>(2) 電報配達員による配達（<u>電報配達員による配達の維持が困難であるとして当社が別に定める区域を除きます。</u>）</p>						

新旧対照

旧	新
<p><u>(夜間に発信した電報の配達)</u></p> <p>第 12 条 午後 7 時から翌日午前 8 時までの間に発信した通常電報は、翌日午前 8 時以降に配達します。</p> <p>ただし、第 18 条（伝送及び配達の種類）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報については、この限りではありません。</p>	<p><u>(配達を行う日時)</u></p> <p>第 12 条 当社は、次の各号に定める配達予定日時までに通常電報を配達します。</p> <p><u>(1) 午前</u>に発信した電報 発信の日</p> <p><u>(2) 午後</u>に発信した電報 発信の日の翌日の午前</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、午後零時から午後 2 時までの間に発信した通常電報は、<u>発信の日に配達します。</u></p> <p>ただし、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合については、この限りではありません。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生、予見できない交通障害その他当社の業務の遂行上やむを得ない理由により配達予定日時までに通常電報を配達できない場合があります。</p> <p>4 午後 2 時から翌日午前 8 時までの間に発信した通常電報は、翌日午前 8 時以降に配達します。</p> <p>ただし、第 18 条（伝送及び配達の種類）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報については、この限りではありません。</p> <p>5 前 4 項の規定にかかわらず、第 23 条（特別取扱）に規定する特別取扱（当社が別に定めるものに限り、）とした電報については、その特別取扱に定めるところによります。</p> <p>6 第 11 条（配達方法）に規定する電報配達員による配達の場合において、電報配達員による配達の維持が困難であるとして当社が別に定める日については電報配達員による配達を行いません。</p> <p>7 前項に定める当社が別に定める日に発信した通常電報の場合における配達予定日時については、「発信の日」を「当社が別に定める日（その日が連続する場合はその末日）の翌日」と読み替えて取り扱うものとし、第 25 条（料金の支払義務）第 2 項の表の 1 欄に規定する時間及び第 30 条（責任の制限）第 1 項第 1 号に規定する時間においても同様とします。</p>
<p>第 5 章 定文電報</p> <p><u>(発信時間)</u></p> <p>第 15 条 定文電報は、午前 8 時から午後 7 時までの間に発信していただきます。</p> <p>第 16 条 削除</p> <p><u>(その他の取扱い)</u></p> <p>第 17 条 定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第 4 章（通常電報）に規定する取扱いに準ずるものとします。</p>	<p>第 5 章 削除</p> <p>第 15 条 削除</p> <p>第 16 条 削除</p> <p>第 17 条 削除</p>

新旧対照

旧	新																														
<p>(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等)</p> <p>第 19 条 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p>	<p>(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の内容等)</p> <p>第 19 条 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱います。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電 報 の 内 容</th> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</td> </tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td> <td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td> </tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td> <td>選挙管理機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td>当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項</td> <td>船舶と当社が別に定める病院相互間</td> </tr> <tr> <td>7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と当社が別に定める病院相互間	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電 報 の 内 容</th> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td>(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間</td> </tr> <tr> <td>3 治安の維持のため緊急を要する事項</td> <td>(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間</td> </tr> <tr> <td>4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項</td> <td>選挙管理機関相互間</td> </tr> <tr> <td>5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td>当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td>6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td>(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間
電 報 の 内 容	機 関 等																														
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間																														
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間																														
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間																														
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間																														
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間																														
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と当社が別に定める病院相互間																														
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間																														
電 報 の 内 容	機 関 等																														
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間																														
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中 8 欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間																														
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間																														
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間																														
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間																														
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間																														

新旧対照

旧	新
<p><u>(定文電報の伝送及び配達の順序)</u> 第 20 条 当社は、第 18 条（伝送及び配達の順序）の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報（当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。）の伝送及び配達に支障があるときは、定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をすることがあります。</p>	<p>第 20 条 削除</p>
<p>-----</p>	<p>附 則 （実施期日） 1 この改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、第 11 条及び第 12 条に係る改正以外の部分については、令和 5 年 1 月 11 日から実施します （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>